

## お知らせ 年末年始水道工事 当番店

**年**末年始の水道修繕工事当番店は、次のとおりです。

月 日	指定店名	電話番号
12/29 日	(株) 渡辺建設	585-2404
12/30 月	(有) 佐久間工業	529-1105
12/31 火	国見ガス住宅設備(株)	585-2137
1/ 1 水	(有) 齋久設備	585-2310
1/ 2 木	(有) 後藤設備	585-3103
1/ 3 金	根本建設(株)	585-1153



☎ 上下水道課水道係  
☎ 585-2997

## お知らせ 小型家電リサイクル 特別回収

**町**では、使用済小型家電の回収を行っていますが、回収ボックスに入らない小型家電の回収を次のとおり実施します。ごみの減量化と再資源化に協力ください。

■ 日 時 12月23日(日)

午前 8 時 30 分から正午まで

■ 場 所 国見町役場 1階 住民生活課

■ 対象品 パソコン、ラジカセ、電話機、ビデオデッキ、カーステレオなど、回収ボックスに投入できない縦 15cm×横 30cm 以上の小型家電



☎ 住民生活課住民防災係 ☎ 585-2116

## お知らせ 家屋を取り壊したら「滅失届」が必要です！

**固**定資産税は、毎年 1 月 1 日を基準として課税しています。平成 30 年中に固定資産税の課税対象となっている住宅や倉庫等の「家屋」を取り壊した際には、年内に税務課課税係まで「家屋滅失届」の提出をお願いします。職員が現地を確認し、翌年度分の課税台帳から削除します。届出がない場合、確認ができず引き続き課税されることになります。

なお、法務局への滅失登記が完了している場合は、「滅失届」の提出は不要です。

☎ 税務課課税係 ☎ 585-2779

## お知らせ 不法投棄は犯罪です

- ・不法投棄とは法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に反して決められた場所以外に、廃棄物を投棄することです。
- ・「少しくらいなら」と不法投棄した場合、「法律第 25 条第 1 項第 14 号」に違反することになり、【5 年以下の懲役若しくは 1 千万円以下の罰金】に処され、またはこれを併科されます。「知らなかった」としても法律に反していれば逮捕されることも十分にあり得ます。

☎ 住民生活課住民防災係 ☎ 585-2116

## お知らせ 事業用資産をお持ちの方は償却資産申告が必要です

**国**見町内で会社、商店、農業、不動産などの事業を行っている方（法人および個人）で、事業用資産（償却資産）をお持ちの方は、毎年 1 月 1 日現在時点で所有している償却資産について、1 月中に申告していただく必要があります。

前年に申告をいただいた方、または申告の必要があると思われる方については、12 月 17 日に申告のお知らせを送付しました。（ただし、該当資産

なしの方や申告書備考欄などにより通知など不要の連絡を受けた方を除く。）

申告書を作成のうえ、期限までに申告書を提出していただくようお願いします。

■ 提出期限 平成 31 年 1 月 31 日(金)

■ 提出先・問い合わせ 税務課課税係  
☎ 585-2779

## 町内各地の空間線量率

(測定：地上 1m、単位：マイクロシーベルト / 時)

地区	測定場所	12/5	12/12
小坂	小坂農村総合管理センター (土)	0.10	0.10
	泉田中集会所 (土)	0.09	0.08
藤田	石母田財産区事務所 (アスファルト)	0.06	0.06
	観月台文化センター (芝生)	0.09	0.09
森江野	上野台運動公園管理棟 (アスファルト)	0.06	0.06
	森江野町民センター (アスファルト)	0.08	0.06
	塚野目集会所 (アスファルト)	0.09	0.09
	桜の森 (土)	0.10	0.11
大木戸	大木戸ふれあいセンター (土)	0.07	0.07
	貝田駅 (土)	0.11	0.12
大枝	国見東部高齢者活性化センター (土)	0.08	0.08

☎ 住民生活課 ☎ 585-2158

## お知らせ 各種放射線のモニタリング結果

### 保育所・幼稚園 小学校・中学校の空間線量率

(単位：マイクロシーベルト / 時)

測定場所	測定条件	12/5	12/12
藤田保育所		0.11	0.10
くにみ幼稚園	地上 50cm	0.04	0.04
国見小学校		0.04	0.05
県北中学校	地上 1m	0.08	0.06

☎ 学校教育課 ☎ 585-2892

## 仮置場の空間線量率および地下水の放射能濃度

(測定：地上 1m、単位：マイクロシーベルト / 時)

仮置場	測定地点	測定日①	測定日②	仮置場	測定地点	測定日①	測定日②
藤田方部 1 号 (山崎字前柳)	進入口	0.07	0.08	森江野方部 1 号 (大字徳江・塚野目)	南側中央部	0.09	0.10
	中心	—	—		中心	0.16	0.16
藤田方部 2 号 (石母田字日矢来)	進入口	0.07	0.08	森江野方部 2 号 (徳江字江添)	南側中央部	0.11	0.10
	中心	0.10	0.08		中心	0.06	0.10
藤田方部 3 号 (藤田字滑沢三)	東側町道沿	0.09	0.10	大木戸方部 2 号 (高城字西)	進入口	0.08	0.06
	中心	0.07	0.07		中心	0.08	0.07
藤田方部 4 号 (藤田字鷄町六)	進入口	0.07	0.07	大木戸方部 3 号 (大木戸字久保)	東側中央部	0.12	0.11
	中心	0.08	0.08		中心	0.09	0.08
小坂方部 1 号 (泉田字大松山)	進入口	0.07	0.09	大枝方部 1 号 (大字西大枝)	進入口	0.08	0.07
	中心	0.10	0.11		中心	—	—
小坂方部 2 号 (新内谷)	西側中央部	0.07	0.07	※ 11/23、27、28 の地下水の放射能濃度は、全ての仮置場において「不検出」となっています。			
	中心	0.09	—				

※藤田方部 1 号、2 号、3 号、4 号と小坂方部 2 号は 11/27 と 12/4 の測定値。小坂方部 1 号と森江野方部 2 号、大枝方部 1 号は 12/1 と 12/7 の測定値。森江野方部 1 号と大木戸方部 2 号、3 号は 11/28 と 12/5 の測定値。

☎ 住民生活課 ☎ 585-2158

## 飲料水 (水道水) の放射能物質モニタリング検査結果

(ND：検出限界値未満 検出限界値：1Bq/kg)

測定場所	取水場所	12/5		12/12	
		ヨウ素	セシウム	ヨウ素	セシウム
町水道事業	国見町役場	ND	ND	ND	ND

※福島県内の水道水モニタリング検査結果については、福島県ホームページ (東日本大震災関連情報 / 各種モニタリング結果) で公表しています。

☎ 上下水道課水道係 ☎ 585-2997

### 町県民税 (第 4 期)

### 国民健康保険税 (第 6 期)

納期限は **12月25日** までです

忘れずに納めましょう!

#### ■ ご確認ください!

\* 納税通知書はあらかじめ送付していますので、納期限 (12月25日) までに必ず納付されるようお願いします。

\* 口座振替を利用している方は、預金の残高確認をお願いします。



【個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税等の課税に関する事】 ☎ 税務課課税係 ☎ 585-2778

【納税に関する事】 ☎ 税務課収納係 ☎ 585-2780

【国民健康保険税に関する事】 ☎ 保健福祉課国保係 ☎ 585-2785